

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(中低濃度タンク(G4北、G5エリア)等の撤去及びG3北エリア基礎外周堰の新設)に係る面談

2. 日時：令和元年10月8日(火)10時30分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

山中係員、田上係員、高木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請(中低濃度タンク(G4北、G5エリア)等の撤去及びG3北エリア基礎外周堰の新設)について、資料に基づき説明があった。

【中低濃度タンク(G4北、G5エリア)等の撤去】

➤ タンク容量の確保について

✓G4北エリア及びG5エリアのタンク容量は、2020年末までに確保する予定であるタンク容量137万m³の内数には含まれていない。

➤ 集水ピット抜出ポンプの解体・撤去の手順について

✓堰内でポンプと電源ケーブルの解体・分別を実施、ポンプ全体を養生してから堰外に持ち出す。

➤ タンク解体前のモニタリングにおいて、タンク内に有意な汚染が確認されない場合の作業者の装備及び汚染管理について

✓新しく導入する管理方法の妥当性を確認するため、1基目については、これまで通り全面マスクを着用することとし、作業中のダスト濃度測定を実施する。ダストの影響が無いことが確認されれば、全面マスクを外す等の作業性の改善を図っていく。

- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

資料：

➤ フランジ型タンク撤去に関する補足説明資料(G4北、G5エリアフランジ型タンク撤去)